

インセンティブ旅行支援事業 助成金交付要綱

(目的)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)は、沖縄県におけるインセンティブツアーの開催を促進するため、インセンティブツアーの開催に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で対象とする「インセンティブツアー」とは、企業等が実施する報奨・研修・招待旅行等のことを指す。

2 「催事」とは、前項で規定するインセンティブツアーのことを指す。

3 「宿泊施設」とは、旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設のことを指す。ただし、OCVBが不相当と認める施設は含まない。

4 「一渡航」とは、出発日が同日又は複数に分けて実施する旅行で日程が重なるものを指す。

5 「参加者」とは、沖縄県在住者、ツアー添乗員及びインファント等を含めないものとする。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる事業者(以下、「助成対象事業者」という。)は、原則、次の各号に挙げる事項を条件とする「旅行会社」とするが、「主催者」も可とする。

(1) 台湾、韓国、中国から沖縄県へ入る旅行商品を取り扱う海外の旅行会社

(2) 上記以外の地域から沖縄県へ入る旅行商品を取り扱う、海外及び国内の旅行会社

2 前項における「国内の旅行会社」とは、日本国旅行業法第3条に基づく登録を受けている旅行業者とする。

3 助成対象となる要件は、次のとおりとする。

(1) 海外から一渡航につき30人以上の参加者があり、かつ3泊以上あること

(2) 国内から一渡航につき100人以上の参加者があり、かつ2泊以上あること

(3) 行程に社内イベント(表彰式、貸切パーティー、社内会議、各種セミナー、研修、チームビルディング等)の要素を含むもの

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

(1) 当事業において既に申請を行い、助成金交付が決定しているもの

(2) 主催者が国・地方公共団体及びそれに準ずる団体であること

(3) 旅行内容が政治的及び宗教的活動に関係しているもの

(4) 教育旅行(修学旅行、研修旅行、学校が主催する旅行)及び大学サークル旅行

(5) 募集型企画旅行や興行イベント(コンサート等)

(6) 宿泊施設以外に宿泊を行うもの

(7) 異なる助成対象事業者から同一内容の提出書類が複数申請されている場合は、受け付けない。

(8) その他、助成金を交付することが、不適切と判断されるもの
(助成対象)

第3条

5 助成の対象となる期間及び対象は、次のとおりとする。

(1) 前期：当事業実施年度の4月1日以降に実施され、6月30日までに実施される海外から沖縄県に入る催事。

(2) 後期：当事業実施年度の12月1日以降に実施され、2月末日までに実施終了となる国内又は海外から沖縄県に入る催事。

6 次に挙げる事業との併用は可能とする。

(1) インセンティブツアー開催歓迎事業

(2) インセンティブ旅行トランジット支援事業

(3) インセンティブ旅行チャーター支援事業

7 助成金は、助成対象事業者名義の金融機関口座に日本円で振り込みができること。

8 当事業の提出書類について、日本語で提出できること。ただし、固有名詞などはその限りではないが、ローマ字表記を行うなどの配慮をすること。

(助成額)

第4条 助成金の交付は、予算の範囲内とし申請受付順とする。

2 助成額は次のとおりとする。

(1) 海外から沖縄県へ入るインセンティブツアー

3泊以上した参加者1名につき3,000円とし、総額150万円を超えない額とする。

(2) 国内から沖縄県へ入るインセンティブツアー

2泊以上した参加者1名につき3,000円とし、総額150万円を超えない額とする。

3 第3条で定める条件を満たした複数の日程に分けて実施する同一のインセンティブツアーについては、実施回数及び実施日に関わらずその全体を持って一催事とする。

4 交付予定額を超えての交付は、いかなる理由があっても行うことができない。

(交付申請)

第5条 助成対象事業者は、実施予定日より起算して原則30日前（土日祝日含む）までに、次に挙げる全ての書類をOCVB会長へ提出しなければならない。

(1) 助成金申請書（様式第1号）

(2) 行程表（期間・便名・行程・宿泊施設が確認できるもの）

2 前項の規定にかかわらず、当事業実施年度の5月15日までに開催される催事については以下のとおりとする。

(1) 当事業実施年度の4月1日から4月12日までに開催される催事は、4月2日を提出期限とする。

- (2) 当事業実施年度の4月13日から5月15日までに開催される催事は、実施予定日より起算して原則10日前（土日祝日含む）を提出期限とする。
- 3 申請総額が予算額を超過する場合には、助成対象期間内であっても受付を終了し、その取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 原則として、予算額を超過した日を受付終了日とする。その日までに申請書類等の不備がなく、OCVB本社担当窓口へ提出されているものを有効な申請とする。捺印漏れ、書類不足、その他不備が生じている申請については一切受け付けない。
- (2) 受付終了日の連絡は、終了する日より原則10日前にOCVBホームページ及び賛助会員向けメールにて通知する。(OCVBホームページ <http://www.ocvb.or.jp/>)
- (3) 受付終了日及び予算に関する問い合わせは一切取り扱わない。

(交付決定)

- 第6条 OCVB会長は、交付申請を受けたときは、前条により提出された申請書等を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成対象事業者にその旨を通知するものとする。
- 2 前項に定める助成金交付決定通知書は当事業の交付予定を示すものであり、交付額は実績報告書に基づいて確定するため、交付予定額とは異なることがある。

(申請の取下げ)

- 第7条 助成金の交付の決定を受けた者（以下、「助成事業者」という。）は、助成金の申請の取り下げをする場合は、取下げ申請書（様式第3号）を速やかにOCVB会長に提出しなければならない。

(実地検査)

- 第8条 OCVBは必要に応じて、助成対象事業者に対し申請された実施日に実地検査を行うことができる。

(実績報告)

- 第9条 助成事業者は、催事終了後、次に挙げる全ての書類をOCVB会長へ提出しなければならない。
- (1) 実績報告書（様式第4号）
- (2) 宿泊証明書（様式第5号）
- (3) 取り扱い入域客情報（様式第6号）
- (4) アンケート
- (5) 最終行程表
- 2 前項に定める書類の提出期限は、催事終了日より起算して原則30日以内（土日祝日含む）又は、次に挙げる日付のいずれか早い日とする。なお、期限までに提出されない場合、助成金は交付しない。
- (1) 前期：当事業実施年度 7月31日

(2) 後期：当事業実施年度 3月 4日

(助成金の額の確定)

第10条 OCVB 会長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等を審査し、その報告に係る実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金交付確定通知書（様式第7号）をもって助成事業者に助成金額を通知する。

(交付決定の取消し等)

第11条 OCVB 会長は、次に掲げる場合には第6条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくはこれらに基づく OCVB 会長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 当事業に係る申請及び報告等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (3) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、第3条で定める要件に適合しなくなった場合

2 OCVB 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、OCVB 会長は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の請求、支払い)

第12条 助成事業者は助成金の額の確定通知を受けたときは、次に挙げるいずれかの書類を OCVB 会長へ提出すること。

- (1) 請求書（様式第8-1号）
- (2) 海外送金における請求書（様式第8-2号）

2 提出期限は、OCVB 会長より交付確定を通知した日から起算して原則30日以内（土日祝日含む）又は、次に挙げる日付のいずれか早い日とする。なお、期限までに提出されない場合、助成金は交付しない。

- (1) 前期：当事業実施年度 8月31日
- (2) 後期：当事業実施年度 3月7日

3 海外送金にかかる受取手数料は、助成対象事業者の負担とする

(催事情報の公開)

第13条 OCVB 及び沖縄県は、開催歓迎事業の実績として、助成事業者が開催したインセンティブツアーの概要の一部（業種、開催期間、開催場所、参加者数、内訳）

を公表することができる。

(書類の管理)

第 14 条 助成事業者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類（申請書類・OCVB より交付された書類・宿泊証明書）を当事業実施年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(免責事項)

第 15 条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(その他)

第 16 条 本要綱に定める提出書類は、原則として全て原本による取扱いとする。
2 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。